

経済産業省委託事業

トルコにおける模倣品対策の制度及び
運用状況に関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

10. その他の行政機関による執行

(1) 著作権総局および検査委員会

著作権総局は、文化観光省の1部門である。この総局は、著作権対象物の記録／登録を扱い、また所定の知的財産権に関する海賊対策を講じている。

a. 著作権の任意記録—登録

トルコ著作権法によれば、作品の創作者またはその承継者が、自身の作品に関する著作権登録を総局に申請することができる。この登録は、本質的ではないが、宣言的効果を持つ。

別の言い方をすると、この登録は、ある人または人々が、総局に対して特定の作品の権利所有者であることを宣言したという意味しか持たない。この点で、総局に対する著作権の登録は、作品の詳細とその創作者を示すものである。

さらに、創作者は、総局の登記所に提出した実施許諾権について登録することもできる。

音楽作品、映画作品およびコンピューターゲームを除くあらゆる作品が、任意登録の対象である。自身の作品の登録を申請するかどうかは、創作者の裁量による。

著作権登録の公的手数料は、2017年7月1日現在で128トルコ・リラ（約35ドル）であり、毎年改定される。この手数料は、著作権登録申請中に総局に対して支払わなければならない。公的手数料を支払わなければ、申請は受理されない。

この登録は、総局または裁判所によってこれに反する証明がなされない限り、依頼人の著作権の証明としての役割を果たすことができる。

b. 強制記録—登録およびバンデロール申請

・強制記録—登録

音楽作品、映画作品およびコンピューターゲームは強制登録の対象である。強制登録の効力と有効性は、任意登録と同様である。

これらの作品が強制登録の対象となる理由は、ごく一部の例外を除き、これらがバンデロール申請の対象となり、これらの作品に関する財務的な権利は、著作権管理団体および行政機関によって徴収されるためである。

強制著作権登録の公的手数料は、作品の種類によって異なり、毎年改定される。2017年7月1日現在、デジタル記録（ディスク、カセットなど）によって登録される外国作品の強制登録手数料は103トルコ・リラ（約26ドル）である。この手数料は、著作権登録申請中に総局に対して支払わなければならない。公的手数料を支払わなければ、申請は受理されない。

例外として、（非定期刊行の）文芸作品に関する著作権も、著作権管理団体および行政機関によって執行されるものの、これらの作品は強制著作権登録の対象とはならない。

・バンデロール申請

上記で説明したとおり、音楽、映画および（非定期刊行の）文芸作品、およびビデオゲームは、強制バンデロール申請の対象となる。これらの複製の後、これらの作品は輸送前にバンデロールを貼付しなければならない。

これに関連し、複製を行う企業は、実施許諾を取得した作品についてバンデロールを申請する。バンデロールは著作権所有者の許諾なく取得することはできないため、許諾されていない複製品を確実に検出することができる。

強制登録の対象ではない作品の創作者は、作品に対する財務的権利を容易に追跡できるように、任意登録の申請を選択し、自身の作品をバンデロール申請の対象とすることができる。バンデロール申請の対象となる作品は、複製可能なものでなければならない。

「バンデロールの偽造」または「特定の作品または別の作品に付与されたバンデロールの使用」行為は、懲役刑の対象となる。

c. 認証制度

認証制度は、トルコにおける使用料徴収のもう一つのツールである。トルコ著作権規則によれば、以下の場所は、営業を継続するために総局からの認証を取得する義務を負っている。

- ディスク製造施設
- 文芸作品または芸術作品を複製、流通または販売する印刷所および出版社
- 映画館または映画作品を放送する類似の場所
- 文学および芸術作品ならびにそれらの作品を含む物品を販売、流通、輸入、賃貸または市場化する施設

これらの認証を受けずに営業する施設は、行政上の罰金の対象となる。

d. プロデューサー認定証

文化観光省は、映画・音楽作品プロデューサー、ならびにソフトウェア・プロデューサーおよび輸入者に対しプロデューサー認定証を発行する権限を有している。

e. 検査委員会および執行

検査委員会は、県知事の下で、上記に挙げた認定証および登録に基づき、著作権の執行を行う当局である。

これらの委員会には、内務省、財務省および文化観光省からの代表者が在籍する。著作権管理団体からの代表者も参加している。

この委員会は、バンデロール申請および認定証に関する、職権による検査を任務としている。また、著作権対象物に関する、権利所有者からの情報／苦情の調査を行う義務も負っている。

これらの検査または調査によって、模倣品または未認定の保護が判明した場合、その事実は刑事捜査のために検察官に提示される。同委員会または検察官によって講じられる対応は、権利所有者が知的創作物および芸術作品の保護に関する法令第 5846 号に基づく補償を追求する権利を毀損するものではない。

(2) NIC.TR ドメイン名管理局

NIC.TR ドメイン名管理局は、中東工科大学の組織内にある機関である。同局は、「.tr」のカントリーコード・トップレベル・ドメイン（ccTLD）の登録および管理を行っている。

「DNS ワーキンググループ」は運輸海事通信省によって設立された。このグループは、インターネット・セクターの代表者からなる 11 名のメンバーで構成されている。このグループは、「.tr」 ccTLD の登録に関する方針、規則および手続きの決定を担っている。

.tr ccTLD に関連する紛争の解決のために、「紛争解決委員会」という仲裁委員会の設立が検討されてきた。しかし、仲裁制度はまだ確立に至っていない。現在、これらの TLD に関する紛争は、トルコの裁判所の管轄下にある。

a. 「.tr」 拡張子 TLD の登録

NIC.TR は、国内および海外の全ての「.tr」 ccTLD の申請を発行・管理し、申請が妥当であれば、登録を完了する。

NIC.TR の下で提供される「biz.tr」、「info.tr」、「tv.tr」、「gen.tr」、「web.tr」などの NIC.TR のドメイン拡張子は、公共の利用に解放されており、登録のための事前書類提出は不要である。しかし、「gov.tr」、「bel.tr」、「pol.tr」、「tsk.tr」などのドメイン拡張子は、政府組織に割り当てられ、「k12.tr」および「edu.tr」などは、教育機関に割り当てられている。

これらの制約以外にも、以下のように特殊なドメイン拡張子が存在する。

- 「com.tr」 拡張子については、申請者はドメイン使用に関する正当な理由を提示しなければならない（商標出願、営利企業の商号、ドメイン名の ID、映画名の著作権登録など）。
- 「org.tr」 拡張子の申請については、申請者は組織の「設立規則」、「設立証明書」または設立趣意書を提示しなければならない。

NIC.TR は、利害関係者の利益のために、「.tr」 ccTLD に関連して必要とされる行政、財務および技術サービスを提供する。

b. NIC.TR に対する権利の行使

NIC.TR の方針の下、以下に示すドメインの登録は「ドメイン異議受付リスト」に6カ月間掲載される。

- 条件付き（後に取消の可能性はある）で登録されたドメイン。例えば、
2つの企業によって共同登録されたドメイン
商標出願（登録ではなく）の提出とともに登録されたドメイン
短縮形
- 職能団体のメンバーによって行われたドメイン申請
- 非定期刊行の出版物、
- ドメイン申請において提出された商標登録の一部のみを含むドメイン
- 宣言によって申請され、DNS ワーキンググループによって承認された「net.tr」の申請

この期間においては、登録は第三者の異議を受ける可能性がある。異議が正当であると認められた場合、ドメインは取り消される。

紛争解決委員会が未設置であるため、異議は DNS ワーキンググループによって検討される。

商標出願提出時に登録されたドメイン

以下の場合、商標出願の提出時に登録されたドメインは取り消される。

- 登録に対する異議の正当性が認められた場合
- 6カ月間の異議受付期間に商標申請が却下された場合、または
- 登録者が NIC.TR. への商標登録証明書の提出を怠った場合。

ただし、登録者が異議を受けることなく2年間にわたって実際に商標を使用していた場合、商標出願が後に却下されたとしても、登録者はそのドメインを引き続き使用することができる。

この点に関しては、個人が第三者に帰属する商標の出願を行い、その商標と共に「.tr」ccTLD を登録することができる。その個人による商標出願が後に本来の権利所有者による異議によって却下されたとしても、その個人が引き続きそのドメインを使用することができる。

このため、商標出願に対する異議を TPTO に申請した場合、ドメイン申請に対する異議も申請するため、ドメイン停止リストの確認も必要になる。

(3) イスタンブール市政府

イスタンブール市政府 (IMM) は、2012 年に新たなトップ・レベル・ドメイン名プログラムを申請し、それ以後、IMM と Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN) の間で締結された契約に従い、2014 年に「.istanbul」および「.ist」のドメイン名拡張子の登録機関として活動する資格を得た。IMM の下部組織である Medya Inc.は、各ドメイン名拡張子の技術的運用、管理および活用を実施している。

現在、IMM はドメイン名の登録について「先着順」ルールを採用していることに留意する必要がある。

(4) トルコ共和国食料農業畜産省植物生産総局 (BUGEM)

- a. PBR 申請の受理
 - b. PBR 申請の公式審査および実質的な審査の管理
 - c. 受理された PBR 審査の登記局への登録、および植物種公報での公表
 - d. 公表された PBR 申請に対する異議申立ての受理および審査
 - e. 登録の撤回に関する手続きの管理、およびその植物種公報における公表
 - f. 技術的審査結果に基づく、PBR 申請の却下または登録の決定
 - g. 登録された PBR 申請の登記局への登録、およびその植物種公報における公表
 - h. 公表された PBR 登録に対する異議申立ての受理および審査
 - i. 登録証明書の発行、および申請者／代表者への送付
- 許諾前および許諾後の変更の登録
- i. 許諾後の所有者または所有権の変更に関する手続きの管理
 - j. 実施許諾、仲裁、使用要件、登録の撤回など、許諾後の手続きに関する手続きの管理

(5) 種登録および種子検定センター (TTSM) (PBR 手続きの観点から)

- a. トルコにおける技術的審査プロセスの実施,
- b. 海外当局からの技術的審査レポートの要求
- c. PBR および NLI 申請に関する技術審査結果の発行および BUGEM への送付
- d. PBR 登録の年賦金に関する請願の受理

(6) トルコ医薬品医療機器総合機構

トルコ医薬品医療機器総合機構（「同機構」）は、保健省に属する機関である。同機構の主な機能は、医薬品、医療機器および化粧品に関する規制の執行を徹底することである。

同機構は、ヘルスケア分野において、定期的な市場監視および査察を行っている。同市場での医薬品、医療機器および化粧品は、全て同機構による承認を受け、適用されるトルコの法律および規則に従わなければならない。

このため、同機構は既存の監視・査察権限を通じ、権利所有者が医薬品、医療機器および化粧品分野の侵害者に対抗するための効果的かつコスト効率の高いツールを提供している。

多くの場合、侵害者は必要な規則を遵守していないため、侵害者に対して訴訟を申請することは可能である。

(7) 競争委員会

競争委員会は、競争の保護に関する法令（法令第 4054 号）に基づいて設立された。同委員会のメンバーは開発省、各種会議所および商品取引所連盟（Union of Chamber and Commodity Exchanges）、破棄院または国家評議会、および税関通商省から選出される。

同委員会は、自律的な法人組織として活動する。その義務は、各セクターの活動者に法令第 4054 号に明記された競争規則を確実に遵守させることである。

同委員会が講じる最も重要な知的財産措置は、特許所有者に対する強制実施許諾である。同委員会によって、特許が特許所有者によって乱用されていることが判明した場合、つま

り特許所有者が競争を阻害する形でその特許権を行使している場合、同委員会は、所有者に対し、同委員会が決定する市場価値によって実施許諾を行うように命令を下すことができる。

(8) 広告委員会

広告委員会は、消費者の保護に関する法令（法令第 6502 号）によって付与された権限に従い、税関通商省によって設置された。同委員会は、主に消費者を欺く可能性のある広告を取り扱い、虚偽の広告を行う個人に行政上の制裁金を課している。

他の当事者の製品を中傷する広告は、虚偽の広告と見なされ、消費者の保護に関する法令（法令第 6502 号）に基づく制裁金の対象となる。したがって、広告委員会に対する申立ても知的財産保護の方策として利用することができる。